



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆国民年金の手続きはお済みですか？

3月から4月は、卒業・入学・退職などで周りの環境が大きく変わる時期です。会社を退職された方、その配偶者の方（第3号被保険者）は、国民年金への加入・種別変更の手続きが必要となります。国民年金の手続きは早めに済ませましょう。



なお、平成29年度の国民年金保険料の月額が16,490円となりました。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替（申出が必要）の方法があり、前納制度による割引などもあります。

◆国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

○対象となる方

- ・学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生
- ・本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件

$$\text{＜所得のめやす＞ } 118 \text{ 万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円})$$

○学生納付特例の承認期間

- ・4月から翌年3月まで（年金受給資格期間に算入されます。）

○学生納付特例申請をする場合の必要書類

- ・在学証明書原本または学生証の写し（有効期限が記載されたもの）
- ・代理の方が手続きされる場合は、申請される学生の方の印鑑（認印）



- 現在、学生納付特例申請の承認を受けている方で、継続希望の方は4月初めに送られてくる再申請用紙（ハガキ形式）に必要事項をご記入の上ご返送ください。

◆国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書、個別訪問による納付のご案内や保険料の収納業務を民間事業者に委託しています。

訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し住民の皆さまに提示します。民間事業者の訪問員が保険料をお預かりする場合は、日本年金機構からの『納付書』をお持ちの場合のみに限られ、必ず領収書をお渡ししますので、ご確認をお願いいたします。

鹿児島県担当の民間委託事業者は『キャリアリンク株式会社』（本社：東京都）です。

※不審な電話や訪問があった場合は、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。



【申請およびお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

大崎町役場住民環境課年金係 ☎099-476-1111（内線123・126）